

<原産品申告書記載要領>

# 原産品申告書

(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

<p>製品毎に記載する。</p>	<p>品名の記載は、製品の仕入書における品名と HS 関税分類を十分関連付けられるようにする。</p>	<p>例えば、グロス重量又はネット重量。製品がこん包されていない場合には、「バルク」と記載する。</p>	<p>製品の関税分類番号を 6 桁レベル (HS2012 年版) で記載。</p>
<p>原則として日本への輸入通関に用いられるインボイス (第三国インボイスを除く。) の番号・日付。</p>	<p>No. 2. 製品の概要 品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報 (判明している場合)</p>	<p>3. 関税分類番号 (6 桁、HS 2012)</p>	<p>4. 適用する原産性の基準 (WO、PE、PSR) 適用するその他の原産性の基準 (DMI、ACU)</p> <p>該当する特惠基準 (WO、PE、PSR) のいずれかを必ず記載する。なお、必要に応じて DMI、ACU を記載する。</p>
<p>5. その他の特記事項</p>		<p><input type="checkbox"/> 第三国インボイス</p> <p>第三国のインボイスを使用する場合、「第三国インボイス」のボックスにチェックを付すとともに、輸入通関インボイスを発行する者の正式名称及び住所を記載。</p>	

6. 以上のとおり、2. に記載する製品は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアの間の協定に基づくオーストラリアの原産品であることを申告します。

作成年月日  
 作成者の氏名又は名称  
 作成者の住所又は居所  
 代理人の氏名又は名称  
 代理人の住所又は居所

本原産品申告書の作成を委託する場合はその依頼者。

本原産品申告書の作成者 (  輸入者、  輸出者、  生産者 )

※WO: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される産品、PSR: 実質的変更基準を満たす産品、DMI: 僅少の非原産材料、ACU: 累積